

別表 2 (第 3 条関係)

対象外業種
<p>風俗営業法の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業若しくは同法第33条第 1 項の規定による深夜における酒類提供飲食店営業の届出の対象となる営業又は大阪府電話異性紹介営業に係る利用カードの販売等の規制に関する条例（平成14年大阪府条例第 9 号）第 2 条第 1 号に規定する電話異性紹介業</p>
<p>日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）中分類93に分類される政治・経済・文化団体、中分類94に分類される宗教、小分類766のバー、キャバレー、ナイトクラブ等及び小分類681に分類される土地売買業（ただし、投機目的に限る。）</p>
<p>特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条第 1 項に規定する連鎖販売業</p>
<p>競輪・競馬等の競走場や同競技団、パチンコホール、ビンゴ場、射的場、スロットマシン、コリントゲーム場、スマートボール場、場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業、興信所（もっぱら個人調査を行うもの）、取立業、集金業（公共料金又はこれに準ずるものに係るものは除く。）、易断所、観相業、相撲案内業</p>
<p>その他、市長が不相当と認める業種</p>